

平成24年2月29日

国立国語研究所の業務及びこれを担う組織の在り方に関する検討について

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
国語に関する学術研究の推進に関する作業部会
文化審議会 国語分科会
国語研究等小委員会

「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」附則第15条において、「国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性等を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

これを受け、昨年9月、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会の下に「国語に関する学術研究の推進に関する作業部会」を、文化審議会国語分科会の下に「国語研究等小委員会」をそれぞれ設置し、両委員会合同の会議も開催しつつ議論を重ね、このたび検討結果を取りまとめた。

国語に関する学術研究の推進に関する作業部会においては、「移管後2年間の国語研において、委員会報告（※）及び独法改革法附則第14条等を反映した形で、組織の整備を図り、多様な業務を着実に実施している」、「国語研の在り方について、国語に関する学術研究の中核である大学共同利用機関として適切なものである」等との結論に至った。

また、国語研究等小委員会においては、「移管後も、旧国語研において行われていた国語に関する調査研究等の業務が承継して実施されており、その成果は国語政策・日本語教育政策の企画立案・推進の観点から必要に応じ、国において適切に活用されていると認められ、また今後も活用されることが期待される」、「国語に関する調査研究等の業務を実施するために必要な連携が、当該業務を担う国、国立国語研究所、大学等研究機関・団体の間で適切に図られている」等との結論に至った。

さらに、両委員会より、大学共同利用機関である国立国語研究所の今後の機能強化等について、幾つか提言を行っている。

今後、人間文化研究機構及び国立国語研究所において、両委員会報告を十分に踏まえ、国語に関する調査研究等の業務の更なる充実と組織の強化に取り組むことを期待したい。あわせて、国においても、財源の確保など積極的な支援を期待したい。

※「国語に関する学術研究の推進について」（平成20年7月 国語に関する学術研究の推進に関する委員会報告）